

平成 29 年 10 月 27 日

各 位

株式会社 紀陽銀行

台風 21 号の大雨により被害にあわれたお客さまへの対応について

このたびの台風 21 号により被害を受けられた皆さまには心からお見舞い申しあげます。当行では、今般の台風により災害救助法が適用された地域にお住まいの皆さま方の預金払戻し等について、下記のとおりお取り扱いさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 預金証書、通帳を紛失された場合には、運転免許証等により預金者ご本人であることを確認させていただき、払戻しまたは再発行に応じさせていただきます。
2. 届出印鑑を紛失された場合には、拇印（ぼいん）にて払戻しに応じさせていただきます。
3. ご事情により、定期預金等の期限前の払戻しに応じさせていただきます。
4. 今回の被害により手形が支払期日を経過した場合にも特例扱いがございますのでご相談ください。
5. 今回の被害による手形・小切手の不渡・取引停止処分、また電子記録債権の支払不能・取引停止処分等についても、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引き換えに応じさせていただきます。
7. 国債を紛失された場合にはご相談に応じさせていただきます。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資返済猶予など融資条件の変更等について対応を検討させていただきますのでご相談ください。
9. 罹災証明のご提示をお願いする手続きについても、市町村における罹災証明書の交付が遅延している場合には、対応を検討させていただきますのでご相談ください。

以 上